

島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領

(通 則)

第1条 島根県事業承継新事業活動等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という）に基づく、島根県事業承継新事業活動等支援補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあたっては、この要領に定めるところによる。

(事業の対象経費等)

第2条 間接補助事業の補助対象経費については別表1のとおりとする。

(事業の申請)

第3条 事業を実施しようとする事業者は、事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添え、要綱第3条第7号に規定する支援機関を経由して、県が別に定める期日までに、知事へ申請しなければならない。

第4条 支援機関は前条の申請書に、事前調査票（様式第2号）を添付して、知事へ提出しなければならない。

2 支援機関は、浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡に住所又は主たる事業所若しくは工場を有する事業者に係る申請においては西部県民センター商工観光部に提出することとし、それ以外の事業者に係る申請においては商工労働部中小企業課へ提出することとする。

(事業者の選定)

第5条 県は、第3条により提出された申請について、必要に応じて別に定める審査要領に基づき審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、補助対象とする事業者を選定する。

2 事業者を選定する審査は別表2の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業者の選定に当たっては、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

(選定結果の通知)

第6条 県は、前条の選定の結果について、支援機関を経由して申請事業者へ速やかに審査結果通知書（様式第3号）で通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第7条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交付要綱による手続きを行い、県の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の間における流用のうち、いずれかの補助対象経費の額の10パーセント

を超える増減に係るもの。

- (2) 事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。
- (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(効果報告)

第8条 事業者は、間接補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間又は事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度のいずれか長い期間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書(様式第4号)を、支援機関を経由して知事へ報告するものとする。ただし、当該事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度が、間接補助事業が完了した最終会計年度の終了後10年間を超えるときは、報告の期間を間接補助事業が完了した最終会計年度の終了後10年間とする。

附 則

1. この要領は平成31年4月1日から施行する。
1. この要領は令和2年4月1日から施行する。
1. この要領は令和3年4月1日から施行する。
1. この要領は令和4年3月29日から施行する。
1. この要領は令和5年3月31日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助対象経費

科 目	内 容 等
原材料費	・ 試作品、サンプル品の製造に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。
産業財産権取得経費	・ 新商品・新役務の開発に係る特許権、実用新案権、意匠権・商標権の出願料、審査請求料、特許料、登録料、弁理士費用等。
市場調査費	・ 自社で行うマーケティング調査に係る情報購入費、アンケート等印刷製本費、サンプル品配送料、会場借料等。
備品機械設備等購入費	・ 新しい取り組み又は生産性向上を図るために必要な専用の機械器具・備品・消耗品の購入に要する経費。 ・ 新しい取り組み又は生産性向上を図るために必要な専用の機械器具のリース料・レンタル料。 ・ 設置に伴う経費も可。
施設改修費	・ 新しい取り組み又は生産性向上を図るため、既存施設を改修する設計料、工事費、運搬費等の経費。
撤去費	・ 新しい取り組み又は生産性向上を図るため、既存施設の撤去に要する経費。施設改修による撤去費用は施設改修費でも可。
IT導入費	・ 新しい取り組み又は生産性向上を図るためにITを活用したシステム化（管理システム、販売システム、受発注システム等）もしくはIT機器・ソフトウェアの導入に必要な経費。
研修経費	・ 後継者又は後継予定者が、新しい取り組み若しくは生産性向上のための座学研修や実地研修に必要な経費。
外注費	・ 事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）したときの外注先に支払われる経費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る）。
広報費	・ パンフレット・チラシ等の作成、広告媒体活用のために支払われる経費。
展示会等経費	・ 展示会等の出展に要する経費。
県外店舗等借入・機械器具リース費	・ 島根県外の販路開拓のために借り入れた県外の店舗、事務所、駐車場、倉庫の賃借料及び共益費。 ・ 島根県外の販路開拓のために借り入れた県外店舗等専用の機械器具のリース料・レンタル料。
雑役務費	・ 業務・事務を補助するために、臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費。
幹部人材募集経費	・ 幹部人材を外部から確保するために支払う有料職業紹介事業者への手数料や広告料。

別表 2 (第 5 条関係)

審査基準

審査基準
<ul style="list-style-type: none">・ 事業者自身の経営状況の分析の妥当性・ ターゲット・狙いの適切性・ 事業計画の適切性・ 間接補助事業の透明性・適切性・ 後継者又は後継予定者の事業への関与度・ 後継者又は後継予定者への支援体制